

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年10月まで
申立期間当時は、部落で町内役員が自治会費などとまとめて国民年金保険料の集金を行っていた。隣人が保管していた、当時の集金明細簿に私の名義で国民年金保険料の記載がある。未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立期間は未加入となっているが、制度発足時に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことが確認できた。

また、申立人が提出した当時の集金明細簿には、申立人名義で一人分の国民年金保険料が記載されており、その金額は当時の申立人の国民年金保険料額と合致している上、その集金明細簿は、長年隣人が保管していたことが確認できたことから、当該集金明細簿の記載内容は信憑性^{びょう}が高いと考えられ、申立期間当時、申立人の国民年金保険料が集金されていたものとみるのが自然である。

さらに、還付整理簿によると、申立期間は保険料が納付されていたにもかかわらず、昭和40年11月から厚生年金保険に加入していることから、申立期間も含めて「誤加入」として41年4月に保険料の還付が行われた上、当時の国民年金手帳記号番号が取り消されている。

しかし、申立期間は、国民年金の強制加入期間に相当し、保険料を還付する理由は見当たらないことから、当該期間については、国民年金の納付済期間とすることが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年6月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年6月及び同年7月
② 昭和60年4月から62年3月まで

国民年金の加入時期等詳細は定かではないが、保険料は自分で納付した。その後、家庭の事情により所在を明らかにせずに家を出て、2年ほど働いた。そのため、この間は納付書が手元に無く、未納となった分は、A市の祖父の家に戻った時に、祖父から納付書を受け取りまとめて納付した。母親と一緒に納付はしていないが、母親は申立期間について納付済みとなっている。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は、2か月と短期間である。

また、申立人の記憶に曖昧な点が見られるものの、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金の未納は無い上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和59年6月ごろ払い出されていることが確認できることから、申立期間①に係る国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に実施しており、厚生年金保険被保険者資格の喪失後、すぐ加入手続を行っているにもかかわらず、申立期間①が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、申立期間を除く国民年金の加入期間のうち、納付日が確認できる期間について、納期内に保険料を納付していることが確認できることから、申立期間①について納付したと考えても不自然ではない。

しかしながら、申立期間②については、申立人は家庭の事情により所在を明らかにしていなかったが、祖父宅に転居した後、当該期間の国民年金保険料を納付したと述べており、戸籍の附票から転居した時期は昭和62年12月と確認でき、その時点では、申立期間②の国民年金保険料の一部は時効により納付することができない上、申立人は、申立期間②に係る保険料の納付時期及び納付金額等の記憶が明確でなく、当該期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出さ

れていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人の母親は、申立期間の保険料を申立人とは別々に納付していたと述べる等、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年6月及び同年7月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、事業主は、申立人が昭和27年12月1日にA社で厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年6月1日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和27年12月1日から28年5月までの期間の標準報酬月額が6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和25年1月1日から29年4月1日まで
(B社)
② 昭和29年4月1日から同年12月30日まで
(C社)

当時のD町は*生産量が日本一であり、就職待遇も最高で多くの人が地元就職し、私もB社とC社に勤めた。その後、木炭や液燃の供給が増えると夢の時代は終わったが、その両社での勤務期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和27年12月1日から28年6月1日までの期間については、申立人がB社の親会社であるというA社の厚生年金保険被保険者名簿において、生年月日が8日違いであるものの、同姓同名の厚生年金保険被保険者記録が確認できる上、当該人は申立人以外には見当たらないところ、当該厚生年金保険被保険者記録は65歳に到達しているにもかかわらず、基礎年金番号に統合されていないことから、当該被保険者記録は申立人のものであると認められ、申立人が27年12月1日に被保険者資格を取得した旨の届出及び28年6月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録から6,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①のうち、昭和25年1月1日から27年12月1日までの期間及び28年6月1日から29年4月1日までの期間については、B社は*の販売会社であり、商業登記簿謄本から、27年10月1日設立登記、30年6

月 17 日解散登記の記載が確認できるが、申立人は当該事業所の従業員は 4 人ほどであったと供述しており、オンライン記録から厚生年金保険の適用事業所として確認できないほか、類似商号の事業所の健康保険厚生年金保険被保険者記録を調査したものの、申立人の氏名を確認することはできない。

また、申立人の申立てのとおり、当時の事業主及び同僚は生存していないため、証言を得ることはできず、勤務実態の確認はできない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②に係る C 社について、申立人は申立期間②において C 社で営業担当として勤務していたと供述しているが、当時抗夫であった同僚は、「申立人の記憶は無い上、昭和 29 年当時の C 社は小規模炭鉱であり、事務所には年配の事務員が 1 名いただけでほかは抗夫だった」と証言しており、申立人が C 社で営業担当として勤務していたことの確認はできない。

また、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成13年7月25日とされているところ、同年7月25日から同年8月11日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該事業所における資格取得日に係る記録を同年7月25日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月25日から同年8月11日まで
労働契約書のとおり、平成13年7月25日からA社に勤務した。厚生年金保険の資格取得日が同年8月11日となっているが、誤った届出が行われたので資格取得日の記録を同年7月25日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録については、平成21年10月6日付け訂正処理により、13年7月25日から厚生年金保険被保険者期間であったことが認められ、これに基づき申立人の資格取得年月日が記録されているが、申立期間については、政府が保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とはならない期間とされている。

しかし、当該事業所が保管する賃金台帳及び雇用保険の記録から、申立人は、平成13年7月25日から当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳の厚生年金保険料控除額及び平成13年8月のオンライン記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届における資格取得日を誤って平成13

年8月11日として届け出たことを認めていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和24年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から同年5月1日まで

私は、高等学校卒業後の昭和24年4月1日にA社に入学し、B支店に配属となり、60歳で定年退職するまで同社で勤務していた。厚生年金保険の加入日が同年5月1日となっているが、同年4月に受け取った辞令や在籍証明書もあるので申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令、雇用保険の加入記録、A社の在籍証明書から、申立人が昭和24年4月1日から同社B支店に勤務していたと認められる。

また、申立人と同時期に高等学校を卒業後、A社に入学し、他の支店に配属された申立人が記憶していた11名の同僚のうち、9名は昭和24年4月1日、2名は同年3月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認でき、同社の担当者は、「申立期間当時においても、新入行員の給与額などは本社で決め、支店によって行員の扱いに違いは無かった」と証言している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年5月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の記録から3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間の標準報酬月額が44万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならないと記録されているが、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額(44万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から19年2月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から19年2月までの間の金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、その期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は当初9万8,000円と記録していたところ、平成21年4月16日付け訂正処理により、標準報酬月額が16年1月から19年2月までは44万円と記録されているが、申立期間については、政府が適正な保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当初記録されていた9万8,000円となっている。

しかし、A社が保管する賃金台帳により、申立人が主張する標準報酬月額(44万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を44万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録によると、申立期間の標準報酬月額が36万円と記録されているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならないと記録されているが、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額(36万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年1月から17年11月まで

ねんきん定期便に同封されていた標準報酬月額と厚生年金保険料の記録を確認したところ、平成16年1月から17年11月までの間の金額が給与明細書の厚生年金保険料額と違っているため、その期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は当初9万8,000円と記録していたところ、平成21年4月16日付け訂正処理により、標準報酬月額が16年1月から17年11月までは36万円と記録されているが、申立期間については、政府が適正な保険料を徴収する権利は時効により消滅していることから、厚生年金保険法第75条の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当初記録されていた9万8,000円となっている。

しかし、A社が保管する賃金台帳により、申立人が主張する標準報酬月額(36万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届における標準報酬月額を誤って届け出たと認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年6月から54年3月まで
20歳になったら国民年金の納付義務があると思っていたので、時期は定かではないが、国民年金の加入手続をしたはずである。当時、自営業を営んでおり、経理関係はすべて私が行っていた。夫は納付済みとされており、私だけ申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人から聴取しても、申立期間当時の記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、国民年金加入手続を行った時期を覚えていないとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年4月ごろに払い出されており、申立人が国民年金加入手続を行ったとみられる同年同月時点では、申立期間の大部分は特例納付によるほかは、時効により納付できない期間であるが、特例納付を行った形跡はうかがえない。

さらに、申立人が唯一所持する年金手帳は昭和49年11月以降に発行された三制度共通のものである上、その手帳に記載されている住所は50年12月に転居したA市B町であることから、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、国民年金保険料納付状況について、申立人によると申立人の夫も何も知らないはずと述べるのみで、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から46年9月まで
昭和46年ころ、A県B町役場かC県D町役場で、一括納付できるとの連絡を受け、38万円から40万円ほど納付した。当時としては大金であったので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について申立人が特例納付により国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立期間は、申立人の夫が厚生年金保険の加入期間であるため任意加入対象期間となることから、特例納付の対象とはならず、申立人の主張する昭和46年ごろからさかのぼって納付することはできない。

また、申立人は、さかのぼって納付した金額は38万円から40万円ほどだったと述べており、申立期間について、昭和46年当時実施していた第1回特例納付で納付したと仮定しても、申立人の主張する金額では、実際の保険料額と大きく異なる。

さらに、特殊台帳によると、申立人は昭和48年12月ごろ申立期間直後の46年10月1日にさかのぼって国民年金被保険者資格を取得しており、48年12月に46年10月までさかのぼって納付されていることから、当該期間の保険料の納付を申立期間の特例納付と錯誤している可能性も考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 4 月 1 日まで

昭和 15 年 4 月に A 社 B 製作所（現在は、C 社 D 工場）に入社した。同社内の青年学校に通いながら 19 年 4 月 10 日に E 県の F 隊に入隊する直前の同年 4 月 1 日まで勤務した。模範養成工として 18 年 4 月 26 日付け G 県知事表彰状を持った写真があり、同年 4 月 1 日の資格喪失はあり得ない。申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 15 年 4 月に A 社 B 製作所に入社と同時に、社内にある H 青年学校で養成工として研修を受けながら工場で勤務、17 年 4 月に設計課配属となり航空機の機体設計業務に従事した」と主張しているところ、申立人が所持している写真では、模範養成工としての知事表彰状の日付が昭和 18 年 4 月 26 日であることから、申立期間当時、申立事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、C 社の回答では、「当時『H 青年学校』というものがあり、そこに入学することにより職員に変わるため喪失したのではないか」としており、昭和 19 年 4 月 1 日まで申立人と同じ勤務状況にあった同僚（申立人と同学年、申立事業所への入社年月日が同一であり、同社における青年学校の研修についても同期で、設計業務に従事し終戦まで継続して勤務していた者）のオンライン記録についても、18 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失後、19 年 6 月 1 日に再度資格を取得しており、申立期間の記録が無いことが確認できる。

また、申立事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が記載されているページには 30 人が記載されており、申立人と共に青年学校に入り同学年である者は 9 人いることが確認できる。そのうち、申立人と同様に昭和 18 年 4 月 1 日に被保険者資格を喪失している者は 6 人確認できることを踏まえると、申立事業所では、申立期間当時、従業員のうち、すべての青年学校入学者を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 30 日から同年 12 月 1 日まで
平成 21 年 8 月 11 日、社会保険事務所（当時）でねんきん定期便について確認したところ、昭和 56 年 8 月 30 日から同年 12 月 1 日までの 4 か月間の空白が判明した。A 社を退職後、B 社で引き続き加入していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

上司及び複数の同僚の証言から、申立人が申立期間当時、期間の特定はできないものの、B 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人と同時期に B 社 C 支社で勤務していた複数の同僚が、入社日と厚生年金保険の資格取得日が異なっている上、当時の上司は、「厚生年金保険の加入手続は B 社 D 本社が担当していたので分からないが、数か月の試用期間があったと思う」と回答していることを踏まえると、すべての従業員について入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、B 社における申立人の雇用保険の加入日は、事業所別被保険者名簿における厚生年金保険被保険者取得日と同日の昭和 56 年 12 月 1 日であることが確認できる。

さらに、B 社は平成 4 年 4 月 15 日に破産しており資料等は一切残っていない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月1日から42年2月1日まで
脱退手当金を受けた覚えがあるが、A社(B出張所)の期間は計算には入っていないと思っていたところ、同事業所の期間も計算されていることに納得できない。脱退手当金支給済記録を取り消し、厚生年金保険対象期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和30年12月30日にC社D工場における厚生年金保険被保険者資格を喪失した後の申立人に係る厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間を含む5回の被保険者期間が同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の被保険者期間は別の番号になっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

また、健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されており、支給額に計算上の誤りは無いほか、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年5月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに申立期間を含む脱退手当金を受給していることを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 16 日から同年 4 月 17 日まで

A社B営業所の厚生年金保険の資格喪失年月日は昭和51年1月16日と記載されているが、私の記憶では同年4月16日に退職した。申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続して勤務していたと主張しているが、雇用保険の記録は社会保険事務所（当時）の記録と同じである上、複数の同僚に確認したが、勤務していたと証言する者はいるものの申立期間の勤務を確認することはできない。

また、申立事業所は、申立期間当時の資料は保存されていないと回答している上、健康保険組合も10年以上前に退職した者の記録は残っていないと回答している。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。